

放課後等デイサービス かえる 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人らいふ・すけっと(以下「事業者」という。)が設置する放課後等デイサービスかえる(以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。)(障害時及び障害時の保護者を以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を練習し、及び集団生活に慣れることができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

3 前三項のほか、法に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 放課後等デイサービスかえる

(2)所在地 加古川市尾上町池田387番3 ユニハイツ103

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、加古川市の以下の校区内、および播磨町全域とする。
加古川中学、中部中学、浜の宮中学、平岡中学、平岡南中学、別府中学

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1名(常勤)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア)適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ)個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画記載した書面を利用者に交付すること。

(エ)個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ)利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ)障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3)児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 3名以上(常勤1名、非常勤2名以上)

個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜～土曜(祝日、12月29日～1月3日を除く)

事業所の都合により休業する場合がある。

(2)営業時間 学校授業等のある日 10:00～19:00

学校休業日 9:00～18:00

※事業所の都合により、変更する場合もある。

(3) サービス提供日

月曜～土曜(祝日、12月29日～1月3日を除く)※事業所の都合により休業する場合がある。

第1単位:授業終了後

第2単位:学校休業日(長期休業、代休なども含む)

(4) サービス提供時間

第1単位:14:30～17:30

第2単位:10:00～16:00

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

第1単位: 10名

第2単位: 10名

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児

児童福祉法第4条2項に規定の18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者(発達障害児を含む)

(指定放課後等デイサービスの内容)

第10条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本サービス

(ア)日常生活支援 日常生活動作、体を使った遊び、音楽活動等

(イ)集団生活支援 会話、等

(ウ)創作的活動 塗り絵、工作等

(エ)相談 医療、福祉、生活の相談等

(3) 介護サービス 更衣、排泄等の身体介助

(4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅および通学先と事業所間の送迎を行う。

2 前項に規定するもののほか、個々の障害児に必要なサービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) おやつを提供に係る費用 1食あたり 100円

(2) 利用予定のキャンセルに係る費用(キャンセル料) 実費

欠席時対応加算が出ない場合(月4回を超えるキャンセル)のみ

(3) その他の日常生活、外出等において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定放課後等デイサービス事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

2 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

4 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の医療機関への連絡等の対応方法)

第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(人格の尊重)

第18条 当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った放課後等デイサービスを提供するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束等の禁止)

第20条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第21条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第22条 事業所は、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第23条 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年1回

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、障害児等に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年12月1日から施行する。